

サービス補足条項

本サービス補足条項(以下「本サービス条項」という。)は、オーダーに記載されたシーメンスの法人(以下「シーメンス」という。)と、当該オーダーを承諾したお客様(以下「お客様」という。)との間の基本条項に加えて適用されます。

本サービス条項は、オーダーに記載されたサービス(以下「本サービス」という。)にのみ適用されます。

本契約における用語の意味は基本条項で定義されています。

商務条件

1. シーメンスの提供物

1.1. サービス提供物

- 1.1.1. **範囲の説明。**シーメンスは、オーダーに記載(又は参照)された本サービスの内容に詳細に定めるとおり本サービスを履行するものとします。
- 1.1.2. **監督。**本サービスに監督業務が含まれる場合、その範囲において、シーメンスの義務は正確な指示を提供することのみとし、シーメンスは、第三者又はお客様の要員の履行について責任を負いません。

1.2. 提供場所

- 1.2.1. **オンサイト。**お客様の敷地(サイト)において本サービスが提供される場合、シーメンスは、以下の各号に従うものとします。
 - a. 現地の通常の営業時間内(休日を除く。)に本サービスを履行すること。
 - b. 業務開始前に書面で提供されたお客様の合理的な施設利用規程を遵守すること。
- 1.2.2. **オフサイト。**オンサイトでの作業が不要な場合、本サービスは、以下のいずれかにより履行されることがあります。
 - a. シーメンスが選定する場所での履行。
 - b. 遠隔(リモート)アクセスによる履行。

1.3. 要員

シーメンスは、本サービスのための人員の指揮及び配置を自己の裁量で行い、シーメンスの従業員への賃金その他の雇用上の給付の全てについて責任を負います。

1.4. データの取り扱い

シーメンスが、お客様から提供された個人データについてお客様のプロセッサ(処理者)となる場合、以下の条件が適用されます。

- a. <https://www.siemens.com/dpt>に掲載のデータプライバシー規約。
- b. (該当する場合)認定サブプロセッサを含む個人データの処理に関するオーダーに記載の追加情報。

2. お客様の義務

2.1. お客様提供事項の提供

お客様は、以下各号のお客様提供事項を提供するものとします。

- a. 次に掲げるものを提供することによりシーメンスを支援すること。
 - オンサイト業務にあたり、適切且つ法令に遵守した安全衛生措置を備え、中断なく定刻に業務の開始ができる環境及び機会。
 - 必要なノウハウ及び意思決定能力を有する適格な人員。
 - セキュアなインターネット接続及びお客様又はサードパーティシステムへのアクセス許可（必要に応じて）。
 - 本サービスの試運転・検収・利用に関し管轄当局から要求される義務を充足するための合理的な支援。
 - 適時の検収（必要な場合）、インプット及びフィードバック。
 - シーメンス及びその下請業者のための施錠可能な保管室並びに適切な作業・休憩室（適切な衛生設備を含みます）。
 - 隠れた電気・ガス・水道・光ファイバー等の配管・配線の位置、並びに敷地の地盤・地中条件に関する全ての必要情報。
- b. 関連官庁からの許認可を取得すること（但し、シーメンスのみが取得できる場合を除く。）。
- c. お客様が起用する第三者による協力を確保すること。
- d. 工数精算のオーダーにおいて、時間ベースの実工数をシーメンスと確認すること。シーメンスのタイムシートは、お客様がこれを拒否する重大な理由を提出から10日以内に書面で示さない限り、承認されたものとみなします。
- e. オーダーに定められるその他のお客様提供事項。

2.2. スケジューリング及び管理

シーメンスは、お客様のスケジューリング、計画、プロジェクト管理、又はそれらに起因する遅延若しくは費用について責任を負いません。

2.3. 有害物質及び環境条件

- 2.3.1. **お客様サイトの責任。**シーメンスがお客様のサイトで本サービスを提供する場合、お客様は、有害廃棄物、敷地内の有害物質（アスベストを含む。）、地質学的または地熱条件、考古学的発見、又は特別な取扱いを要し、若しくは本サービス、環境、又は人員に悪影響を及ぼすその他の条件の処理、保管、処分、及び影響の是正を行うものとします。
- 2.3.2. **払戻し及び停止。**お客様は、前項の物質又は条件の発見又は取扱いによって生じた全ての費用をシーメンスに払い戻すものとします。本サービスの提供中に健康又は安全へのリスクが発生した場合、シーメンスは、当該リスクが除去されるまで本サービスの履行を停止することができるものとします。

2.4. リモートサポート

- 2.4.1. **リモートサポート。**シーメンスは、本サービスをリモートで提供することができるものとします。
- 2.4.2. **リモートアクセス。**シーメンスがリモートアクセスを必要とする場合、お客様は自らの費用負担により以下の各号を行うものとします。
 - a. セキュアなリモート接続の技術要件を満たすアクセス制御されたインターネット接続（例：DSL、UMTS、又はLTE経由の有線または無線ブロードバンド接続）を提供すること。
 - b. 本サービスを提供するために必要なお客様の資産へのアクセスをシーメンスに対し許可すること。
 - c. シーメンスによる各リモートアクセスを有効化及び承認すること（合意した場合）。
 - d. お客様の資産及び生産システムに精通し、お客様により権限を与えられた適格な者をサイトに配置すること。

2.4.3. リモートアクセス機能

- a. シーメンスのリモートアクセス機能の使用。オーダーで合意された場合、シーメンスは、リモートアクセス機能を提供するものとします。お客様は、セキュリティ基準がお客様の運用環境、セキュリティ要件、及び社内ポリシーと互換性があることを確認するものとします。
- b. お客様のリモートアクセス機能の使用。お客様がリモートアクセス機能を提供する場合、お客様は、リモート接続の機密性、完全性、及びその可用性を確保するものとします。シーメンスは、当該お客様のリモートアクセス機能の使用について責任を負わず、当該機能が一般的なセキュリティ基準に準拠していない場合は、これを拒否することができるものとします。

3. 納入及び履行

3.1. 検収

3.1.1. 検収が不要な場合。オーダーに別途合意がない限り、本サービスの検収は不要とします。

3.1.2. 検収が必要な場合。オーダーで検収が必要とされている場合は、以下の各号が適用されます。

- a. シーメンスは、本サービス又は合意された部分の検収の準備ができた場合、完了通知を発行するものとします。
- b. お客様は、本サービスが第4条に違反して実施されていない限り、これを検収合格とするものとします。本サービスが第4条に違反している場合、お客様は、書面による検収不合格通知に当該違反内容を記載するものとし、それを受けシーメンスは以下の各号を行うものとします。
 - 合理的な期間内（又は当事者間の合意に基づく期間内）に当該違反を是正すること。
 - 検収のため再提出すること。

3.1.3. みなし検収。本サービス又は合意された既履行部分は、以下のいずれかのうち早く到達した日で検収完了とみなされるものとします。

- a. お客様が検収不合格通知を提出しなかった場合は、完了通知から10営業日。
- b. 既履行部分が本番環境又は業務での利用に供された日。

3.2. 納入及び履行日

オーダーに定める日付は、いずれも見積もりであり、拘束力を有しません。但し、予定損害賠償額の適用対象となることを明示した特定の履行日（以下「確定履行日」という。）についてシーメンスの書面による同意を得た場合には、第3.3条が適用されます。

3.3. 遅延

3.3.1. 予定損害賠償額。シーメンスの責に帰する事由のみにより、確定履行日までに履行が行われず、且つこれによりお客様に損害が生じた場合、シーメンスは、1週間の猶予期間の経過後、遅延期間が満1週間経過する毎に、本サービスの遅延部分に対する価格の0.5%に相当する予定損害賠償額を支払うものとします。

予定損害賠償額の総額は、本サービスの遅延部分の価格の5%を超えないものとします。

3.3.2. 遅延を理由とする契約の終了。お客様は、以下の各号の全てを満たした場合に限り、遅延を理由として当該オーダーを終了することができるものとします。

- a. 支払われるべき予定損害賠償額が上限額に達していること。
- b. 合理的な追加の納入又は履行期間が満了したこと。

3.3.3. 排他的救済。本第3.3条は、遅延に関するシーメンスの唯一且つ排他的な責任を定めるものであり、シーメンスは、本条に定める以外に遅延について責任を負わず、お客様のその他の権利及び救済は全て排除されるものとします。

保証

4. 本サービスの保証

本サービスは、同様の状況下で合理的に期待される水準の注意をもって、専門的な方法で履行されるものとし、シメンスは、オーダーで別途合意した場合を除き、特定の成果について保証しません。

5. 本サービスの保証期間

5.1. 初期保証期間

本サービスの保証期間は、以下のいずれかの日から90日間とします。

- a. 本サービスの完了日。
- b. オーダーで検収が合意された場合は、検収完了日。

5.2. 再履行された本サービスの保証期間

再履行された本サービスの保証期間は、初期保証期間が先に満了する場合、再履行から30日間とします。いずれの場合でも、当該保証期間は初期保証期間の開始から120日以内に終了するものとします。

6. 保証請求

6.1. 通知

お客様は、本サービスの保証への違反を発見した場合は、速やかに且ついかなる場合も適用される保証期間内に、書面でシメンスへ通知するものとします。

6.2. 救済

シメンスは、全ての保証への違反を、合理的な期間内に本サービスを再履行する（オンサイトで又はリモートにて）ことにより是正するものとします。

6.3. 協力義務および払い戻し

保証対応を請求する場合、お客様は以下の各号を行うものとします。

- a. 自らの費用負担で、
 - 本サービスの不適合部分へのアクセスをシメンスに提供すること。
 - 必要な分解及び再組立を実施すること。
 - 運用及び保守データへのアクセスをシメンスに提供すること。
- b. 保証への違反が存在しないことが判明した場合、診断及び是正作業費をシメンスに支払うこと。

6.4. 是正失敗の場合

シメンスが商業的に合理的な努力を用いても保証への違反を是正できない場合は、以下の各号が適用します。

- a. お客様は、書面による通知によりオーダーを終了することができるものとします。
- b. シメンスは、本サービスの不適合部分について支払われた価格を返金するものとします。

7. 保証の除外

7.1. 期間制限

適用される保証期間の満了後は、いずれの保証請求も認められません。

7.2. 保証対象外事項

シーメンスは、以下の各号に関していかなる保証責任又はその他の責任も負いません。

- a. 不適切又は過失のある取扱い、並びに通常を超える過度の使用。
- b. オーダー、マニュアル及びお客様が入手可能な同様の文書に記載の指示に従わないこと。
- c. 必要なお客様提供事項を提供しないこと。
- d. 再現不能なソフトウェアエラー。
- e. シーメンスの支配が及ばない原因。
- f. シーメンス又はその認定代理人以外による変更又は修理。
- g. 提案、推奨、報告書、又はその他の文書（それらの成果を含む。）の使用又は実装。

8. 排他的救済

第4条から第7条は、保証請求に関するシーメンスの唯一且つ排他的な責任及びお客様の唯一且つ排他的な権利・救済を定めるものです。シーメンスは、本サービスに関して、商品性及び特定目的への適合性を含む、その他の明示・黙示・法定の保証を一切行いません。

知的財産権

9. 留保知的財産

各当事者は、各オーダーの範囲外で開発又は取得した知的財産に関する全ての権利を留保するものとします。

10. 開発知的財産

提供物の一部としてオーダーに基づき開発された知的財産は全て、シーメンスが所有し、第11条の規定に従いお客様に使用許諾されるものとします。

11. シーメンスからお客様への使用許諾

シーメンスは、お客様に対して、提供物の一部としてシーメンスの知的財産を

- a. 改変されていない状態で、且つ
- b. お客様の社内業務目的のために

使用する非独占的、世界的、永久且つ譲渡不能な権利を付与します。

追加の使用権及び制限は、該当するオーダーに記載されることがあります。